

栃木県低入札価格調査制度事務処理要領に基づく  
特別重点調査の試行について

制定 平成19年6月1日

改正 平成28年2月1日

栃木県低入札価格調査制度事務処理要領（以下「要領」という。）第7条第5項に規定する特別重点調査については以下により試行実施することとする。

1. 調査対象者

- (1) 調査は最低の価格をもって入札したもののほか、要領第7条第5項に該当する複数の者（以下「調査対象者」という。）について並行して行うことがある。この場合、調査対象者は、これに協力しなければならない。

2. 調査書類等の提出

- (1) 調査対象者は、要領第7条に規定する書類及び添付書類に加えて下記の書類及び添付書類（以下「提出書類」という）を、要領第7条第1項に基づく通知で定めた期日までに事業主管課長等に提出しなければならない。
  - ① VE提案等によるコスト縮減額調書
- (2) 提出書類については、提出期限後の差し替えや再提出等は認めないものとする。ただし、事業主管課長等が提出書類の補正等を行う必要があると認め、教示を行ったものについては、所定の期限までに1回に限り再提出等行うことができる。
- (3) 事業主管課長等は、必要に応じ、その他の説明資料を提出書類として提出を求めることができる。

3. 事情聴取の実施

- (1) 事業主管課長等は、1.の(1)の提出書類の提出後、速やかに調査対象者による契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか厳格に確認するため、調査対象者の入札責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行うこととする。
- (2) 事業主管課長等が必要と認める場合は、下請予定業者等に対し事情聴取を行うこととし、入札者はこれに協力しなければならない。
- (3) 事情聴取は原則1回とする。ただし、事業主管課長等が必要と認めた場合はこの限りでない。

#### 4. 失格等の判断基準

- (1) 全ての提出書類を提出期限までに提出しない場合若しくは提出した場合であっても作成要領に基づく作成等がなされていない場合または3. の事情聴取に応じないなど、調査に協力しない場合は、要領第9条第2項に規定する「当該契約に適合した履行がされないおそれがある」とみなすものとする。
- (2) 特別重点調査において、次のいずれかに該当するときは、要領第9条第2項に規定する「当該契約に適合した履行がされないおそれがある」に該当するものとする。
  - ① 提出した調査書類等に虚偽があると認められる場合
  - ② 下請業者、資材納入業者等に不当なしわ寄せがあると認められる場合
  - ③ 工程が過去の実績等により合理的かつ客観的に証明できない場合
  - ④ 全ての資材、建設機械、労務について必要量が確保されていない場合
  - ⑤ 全ての資材費、機械経費、労務費について、その額が過去の実績等により合理的かつ客観的に証明できない場合
  - ⑥ 全ての品質管理及び安全管理について必要な方策が講じられていない場合またはそのために必要な経費が計上されていない場合
  - ⑦ 当該工事に要する共通仮設費及び現場管理費または法定義務費等に係る一般管理費が過去の実績等に基づき適正に計上されていない場合
  - ⑧ 一般管理費等が通年の会社経費等から判断して適正に計上されていない場合

#### 5. 調査結果の取扱い

- (1) 特別重点調査の結果、原価割れのおそれがあるなど必要と認められる場合は、公正取引委員会に対し、関係情報の通報を行うことがある。
- (2) 特別重点調査の結果は、公表することがある。